

1 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の概要

(1) 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準策定の趣旨

近年、医療の進歩とともに、傷病の発生初期に実施すると効果的な医療技術が発達しており、救急医療を取り巻く状況が変化する中で、傷病者の救命率の向上及び予後の改善等の観点から、救急搬送における病院選定から医療機関における救急医療の提供までの一連の行為を円滑に実施することの重要性が増しています。

一方、救急搬送において受入医療機関が速やかに決定しない事案が全国各地で発生し、社会問題となっているところですが、本県においても、受入医療機関への照会回数が十数回に及ぶ受入医療機関選定困難事案が地域により発生している状況にあり、本県の救急搬送及び受入の状況は厳しい状況にあります。

こうした状況の中で消防法が改正され、県は、現状の医療資源を前提に消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築するための基準として、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を定めることとなりました。

(2) 実施基準策定にあたっての基本的な考え方

- ① 実施基準は、各地域において輪番制等により提供されている現状の救急医療体制（資料1参照）を基本に策定する。
- ② 実施基準は、県全体を一つの区域とし、保健医療計画と調和の保たれたものとして策定する。ただし、実施基準策定にあたっての具体的な検討や運用の詳細については、地域毎に行うものとする。
- ③ 実施基準は、医学的知見に基づき策定するものとするが、実施基準の公表により、現状の救急搬送体制に混乱を招かないよう、わかりやすい表現に努める。
- ④ 実施基準は、傷病者の搬送が、他府県への搬送を含め広域的に行われている現状を考慮し、今後の調査分析結果を踏まえ、不断の継続的な見直しを行うものとする。

(3) 実施基準が定める範囲

- ① 実施基準は、救急隊が傷病者の搬送時に受入医療機関を選定するための基準として策定するものであり、救急隊が傷病者を観察した結果、第3号基準に該当すると判断した場合の傷病者の搬送に適用する。そのため、救急隊が実施基準に該当しないと判断した傷病者の搬送については、既存の地域の搬送方法に従うものとする。
- ② 医療機関相互における転院搬送は、実施基準の対象としない。
- ③ 県民自らが救急医療機関を自らの判断により受診（ウオークイン）する場合は、実施基準の対象とはせず、各地域で提供されている地域の救急医療提供体制に従うものとする。